

工場・事業場排水の手引き

～公共下水道を使用する事業者の方へ～

令和 7年 7月

北九州市上下水道局

目 次

はじめに	1
・特定事業場	
・その他の事業場	
下水排除基準	2
・有害物質	
・生活環境項目等	
届出等	4
・特定施設に関する届出	
・その他の届出等	
・届出の順序	
暫定下水排除基準	7
・亜鉛、ほう素、ふつ素、六価クロム	
除害施設等の維持管理	8
その他に特定事業場が行うこと	9
・水質測定とその記録	
・立入検査への協力	
・市の求めに応じた報告	
罰則等	10
事故時の措置	11
・連絡先	
・水質事故に係る届出義務対象物質一覧	
・各浄化センターの処理場流入区域	
・水質事故等調書兼報告書	
特定施設一覧表	14
ダイオキシン類に係る特定施設一覧表	22
水質加算使用料	24
中小企業融資制度	25
用語の説明	25

はじめに

下水道には、どんな水でも流せるわけではありません。

下水処理場では、下水中の有機物を微生物の働きで分解することにより、処理を行っています。このため、重金属などの有害物質や高濃度の有機物は処理できません。また、酸性の強い下水は下水管を腐食し、有害物質により猛毒のガスが発生する場合もあり、大変危険です。このようなことにならないために、下水道にとって障害となる物質は、工場、事業場で前もって取り除かなければなりません。

また、下水道へ下水を排除する事業場は下水道法や北九州市下水道条例に基づき、届出が必要となる場合もあります。

これらを怠りますと、法的に罰せられることや、施設の改善を余儀なくされることがあります。

特に、下記に該当する事業者の皆さまには、本手引きのとおり、適正な届出や措置をお願いします。

特 定 事 業 場

下水道法における特定施設は、下水道法第11条の2第2項で次のように規定しています。

1 水質汚濁防止法で規定される特定施設（14～21頁一覧表）

2 ダイオキシン類対策特別措置法で規定される特定施設（22～23頁一覧表）

特定施設のある工場や事業場を特定事業場といい、次のページに示す下水排除基準（A）に基づく規制や各種届出の義務が課せられます。

そ の 他 の 事 業 場

特定事業場でなくても、届出が必要な場合があります。

50m³/日以上の汚水を公共下水道に流す場合や、その汚水量や水質を変更する場合、公共下水道使用開始（変更）届の提出が必要です。

また、次のページに示す下水排除基準（B）を超える下水が出る場合は、除害施設を設置し、適正に処理を行わなければなりません。この場合、前もって除害施設の設置の申請が必要です。

下水排除基準

令和6年4月1日改正

物質又は項目	対象 排水量	特 定 事 業 場 (A)					その他の工場・事業場(B)				
		50m ³ /日未満		50m ³ /日以上			1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上		
		1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m ³ /月	1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上					
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下					0.03 以下				
	シアノ化合物	1 以下					1 以下				
	有機燐化合物	1 以下					1 以下				
	鉛及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下				
	六価クロム化合物	0.2 ^{*1} 以下					0.2 以下				
	砒素及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下				
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下					0.005 以下				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと					検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下					0.003 以下				
	トリクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下				
	ジクロロメタン	0.2 以下					0.2 以下				
	四塩化炭素	0.02 以下					0.02 以下				
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下					0.04 以下				
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下					1 以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下					0.4 以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下					3 以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下					0.06 以下				
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 以下					0.02 以下				
	チウラム	0.06 以下					0.06 以下				
	シマジン	0.03 以下					0.03 以下				
	チオベンカルブ	0.2 以下					0.2 以下				
	ベンゼン	0.1 以下					0.1 以下				
	セレン及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下				
	ほう素及びその化合物	10 ^{*1,*2} (230 ^{*1}) 以下					10 ^{*2} (230) 以下				
	ふつ素及びその化合物	8 ^{*1,*2} (15 ^{*1}) 以下					8 ^{*2} (15) 以下				
	1,4-ジオキサン	0.5 以下					0.5 以下				
	ダイオキシン類	10 以下					10 以下				

物質又は項目	対象 排水量	特 定 事 業 場 (A)					その他の工場・事業場(B)				
		50m ³ /日未満		50m ³ /日以上			1,250 m ³ /月未満	1,250~5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上		
		1,250 m ³ /月未満	1,250~5,000 m ³ /月	1,250 m ³ /月未満	1,250~5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上					
生 活 環 境 項 目 等	フェノール類	5 以下		5 以下			5 以下				
	銅及びその化合物	3 以下		3 以下			3 以下				
	亜鉛及びその化合物	2 ^{*1} 以下		2 ^{*1} 以下			2 以下				
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下				
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下				
	クロム及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下				
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	— ^{*3}	1,500 以下	— ^{*3}	1,500 以下	600 以下	— ^{*3}	1,500 以下	600 以下		
		1,500 ^{*4} 以下		1,500 ^{*4} 以下			1,500 ^{*4} 以下				
	浮遊物質量(SS)	— ^{*5}	1,500 以下	— ^{*5}	1,500 以下	600 以下	— ^{*5}	1,500 以下	600 以下		
	水素イオン濃度(pH)	5 以上10.5 以下		5 以上 10.5 以下	5 以上 10.5 以下	5 以上 9 以下	5 以上10.5 以下		5 以上 9 以下		
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下	5 以下			
	動植物油脂類	— ^{*5}	150 以下	— ^{*5}	150 以下	30 以下	— ^{*5}	150 以下	30 以下		
	窒素含有量	— ^{*5}	600 以下	— ^{*5}	600 以下	240 以下	— ^{*5}	600 以下	240 以下		
	燐含有量	— ^{*5}	80 以下	— ^{*5}	80 以下	32 以下	— ^{*5}	80 以下	32 以下		
	温度(℃)	45 未満		45 未満			45 未満				
沃素消費量		220 未満		220 未満			220 未満				

*1 暫定下水排除基準あり(詳細は7頁の暫定下水排除基準を参照)

*2 河川、湖沼等を放流先とする下水道へ排除する場合の基準値

()内は、海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値

参考 処理センター処理水の放流先

放流先	処理センター名
河川等	皇后崎浄化センター※、新町浄化センター、曾根浄化センター、北湊浄化センター
海域	皇后崎浄化センター※、日明浄化センター

※ 皇后崎浄化センターは地区により放流先が異なります。詳細は水質管理課にお問い合わせください。

*3 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る)又は調理に伴う天然由来の有機物

から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く)の場合

*4 上記(*3)以外の汚水の場合

*5 下水の流通を妨げると認める場合、又は終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く

(注) 1. 単位は、pH、及び温度を除き、すべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lです。

2. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。

3. 網掛けは、直罰に係る下水排除基準です。

届出等

郵送、持参または電子申請で受け付けています。詳細は次ページに記載のホームページ参照。
控えが必要な場合は、郵送または持参で正副2部の提出をお願いします（副本はコピーでも可）。

特定施設に関する届出

届出書の種類	届出を要する場合
特定施設設置届出書	公共下水道を使用している者で、特定施設を新たに設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)
特定施設の構造等変更届出書	届出者が特定施設の構造等届出内容の④～⑦を変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)
特定施設使用届出書	公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (下水道法第12条の3第2項)
	すでに特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道を使用する場合 (下水道法第12条の3第3項)
氏名変更等届出書	届出者が氏名等届出内容の①②を変更した場合 (下水道法第12条の7)
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止した場合 (下水道法第12条の7)
承継届出書	届出者の地位を承継した場合 (下水道法第12条の8)

その他の届出等

届出書の種類	届出を要する場合
公共下水道使用開始(変更)届出書	新たに公共下水道を使用しようとする者で、政令で定める水質又は1日最大50m ³ 以上の汚水を排出する場合 届出の下水の量又は水質を変更しようとする場合 (下水道法第11条の2第1項)
除害施設新設等計画確認申請書	除害施設の新設等を行おうとする場合 確認を受けた事項を変更しようとする場合 (北九州市下水道条例第6条)
除害施設新設等工事完了届出書	除害施設の新設等を行った場合 (北九州市下水道条例第7条)

※届出様式は、下記のホームページ「下水道法における工場・事業場の水質規制について」から入手できます。

ホームページアドレス

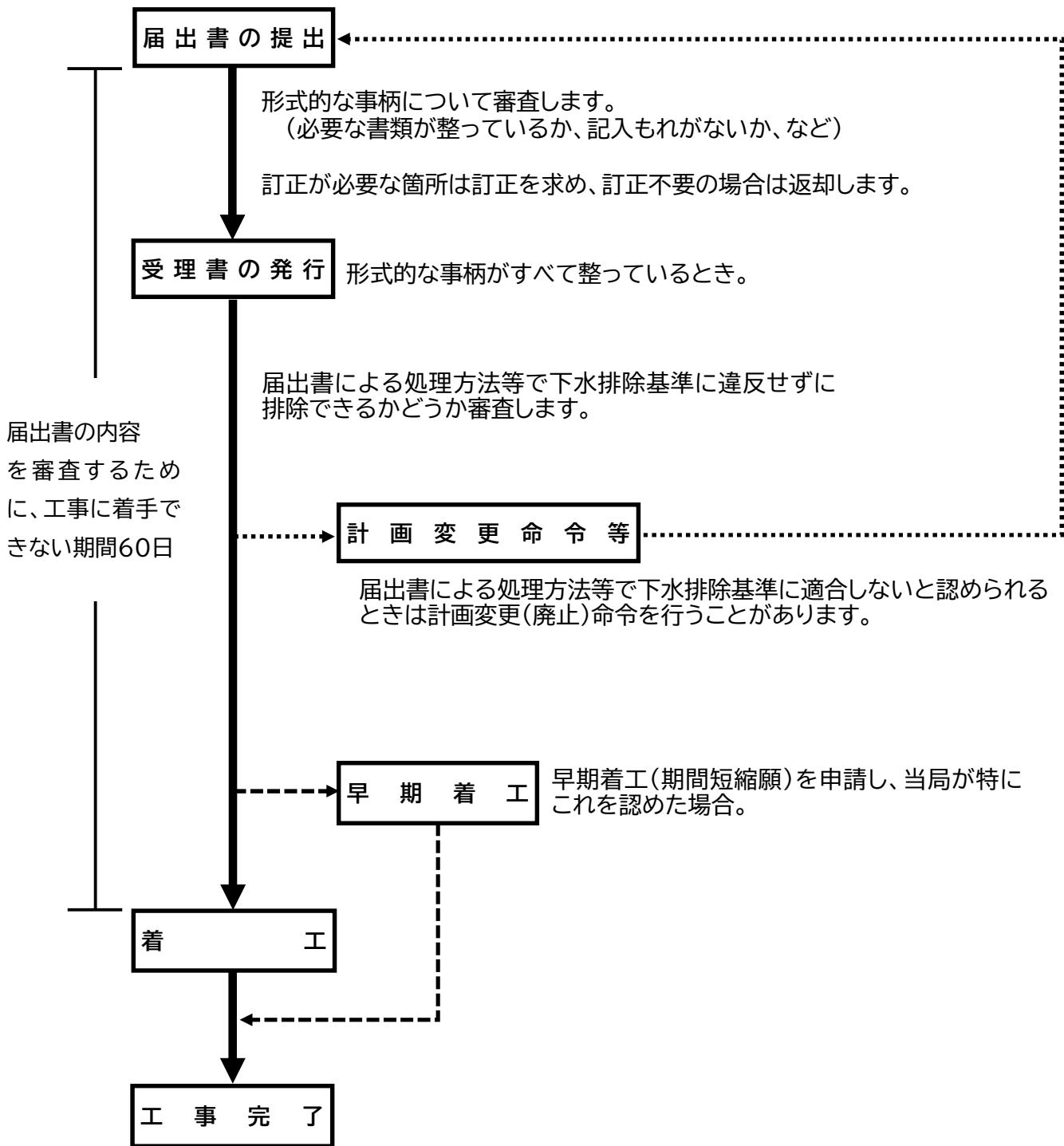
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01400004.html>

届出の内容	届出の期限
① 氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工場又は事業場の名称、所在地 ③ 特定施設の種類 ④ 特定施設の構造(例:特定施設の型式、構造、主要寸法、能力) ⑤ 特定施設の使用の方法(例:特定施設の設置場所、使用時間、使用原材料の種類・量、施設から排出される汚水の水質・量) ⑥ 特定施設から排出される汚水の処理の方法 (例:処理施設の設置場所、処理方法、能力、使用薬品等の種類・使用量、処理水量・水質、残さの処分) ⑦ 下水の量、水質、用水、排水の系統	設置又は変更の60日前まで
	特定施設になった日から30日以内
	公共下水道を使用することになった日から30日以内
変更の内容等	変更した日から30日以内
廃止した特定施設の種類等	廃止した日から30日以内
承継の内容等	承継した日から30日以内

届出等の内容	届出等の提出時期
① 氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者の氏名 ② 排除場所、排水口数 ③ 排出汚水の量、水質 ④ 開始(変更)年月日 ⑤ 処理方法等	事前
① 氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者の氏名 ② 除害施設の設置場所 ③ 公共下水道への排出箇所数 ④ 排出水量 ⑤ 処理方法 ⑥ 施設名称 ⑦ 着工及び完成の予定年月日 ⑧ 着工前及び完成後の排水の水質	事前 (新設等の60日前まで)
① 設置場所及び使用者 ② 施設名称 ③ 施工業者の住所及び名称 ④ 着工年月日及び完了年月日	工事完了から5日以内

届出の順序

特定施設を設置し、又は変更しようとするときの届出の手続きの順序は次のようになります。



暫定下水排除基準

特定の業種については、以下の暫定下水排除基準が適用されます。

1 亜鉛及びその化合物

下記の1業種について令和6年12月11日から令和11年12月10日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
電気めっき業	4

2 ほう素及びその化合物

旅館業は当分の間、それ以外の下記の3業種については、令和7年7月1日から令和10年9月30日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
電気めっき業*1	30
ほうろう鉄器製造業*1	30
金属鉱業*1	100
旅館業(温泉を利用するもの)*2	300
旅館業(温泉を利用するもの)*3	500

3 ふつ素及びその化合物

旅館業は当分の間、それ以外の下記の2業種については、令和7年7月1日から令和10年9月30日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
ほうろう鉄器製造業*1	10
電気めっき業*1,*4	15
電気めっき業*5	40
旅館業(温泉を利用するもので昭和49年以降湧出のもの)*1,*4	15
旅館業(温泉を利用するもの)*5,*6	30
旅館業(温泉を利用するもの)*5,*7	50

4 六価クロム化合物

下記の1業種について、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
電気めっき業	0.5

*1 海域以外を放流先とする下水道へ下水を排除するものに限る。

*2 1Lにつきほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。

*3 1Lにつきほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。

*4 1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上であるものに限る。

*5 1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満であるものに限る。

*6 自然に湧出しているものを除く。

*7 自然に湧出しているものに限る。

※暫定下水排除基準が適用される工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場についても、当該工場又は事業場と同様の暫定下水排除基準が適用されます。

除害施設等の維持管理

除害施設は設置するだけではダメです。日頃の維持管理が大切です。

除害施設を設置しても機能を十分に発揮しなければ処理が不完全になり、下水道施設、特に下水処理場に重大な被害を与える場合があります。良好な処理水を得るためにには、日常の維持管理が大切です。

一般的に、次の事項について注意が望まれます。

- 1 除害施設等の運転管理責任者を定めて、管理責任体制をはっきりとさせる。
- 2 除害施設等の運転日報、月報の作成。
 - ・処理水量
 - ・原水、処理水の水質
 - ・水の処理に使用した薬品の使用量、在庫量、購入量
 - ・装置の稼働状況、清掃、注油、部品の交換等
 - ・発生した汚泥等の量、処分の方法
 - ・その他必要なことがら
- 3 処理水質や装置に異常があったときは、原因の究明や適切な処置、その後の監視を十分に行う。
- 4 下水道管理者に対する報告。

工場・事業場からの排水を下水排除基準値に適合させるためには、生産部門との連携が必要な場合もあります。

その際は、次のことについても検討してみてください。

- 1 製造方法、工程等を工夫する。
- 2 薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- 3 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

その他に特定事業場が行うこと

水質測定とその記録

(下水道法第12条の12)

特定施設の設置者は、下水の水質を測定・記録し、5年間保管しなければなりません。

測定には、定められた方法がありますので、注意してください。

また、測定回数は、水質管理課に相談してください。

立入検査への協力

(下水道法第13条)

公共下水道管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において事業場に立入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できることになっています。

本市では、随時立入検査を行い、特定施設、除害施設の稼働状況や下水の水質等の検査を実施し、必要に応じて施設の運転方法の変更や改善等を命じることがあります。

市の求めに応じた報告

(下水道法第39条の2)

公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するため、特定施設の設置者や一定の基準に適合しない下水を排除する者に対して、必要な報告を求める場合があります。

内容は、次のものです。

- ・事業場等の状況
- ・除害施設
- ・排除される下水の水質

罰 則 等

罰 則

(下水道法第46条の2他)

特定事業場からの下水が、下水排除基準を超えた場合、罰則が定められています。

また、届出の義務を怠った場合、虚偽の届出を行った場合も罰則があります。

罰則には、懲役刑や罰金刑があります。

計 画 変 更 命 令

(下水道法第12条の5)

特定施設の設置届出や構造等の変更届出について、その届出内容では下水排除基準を守れないと認められる場合は、設置等の計画変更命令、あるいは計画の廃止命令が出されることがあります。

改 善 命 令

(下水道法第37条の2)

特定事業場からの下水が、下水排除基準を超えるおそれがある場合は、施設の改善を命じられることや、施設の使用や下水の排除の停止を命じられことがあります。

事故時の措置

(下水道法第12条の9)

特定事業場から一定の有害物質又は油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を、速やかに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。

報告様式は、P13のとおりです。北九州市のホームページ「水質事故が起こったときは連絡してください」からも入手できます。

ホームページアドレス

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01400011.html>

連絡先

時間帯	連絡先	電話番号
平日 8:30~17:15	水質管理課	582-2570
夜間 17:15~8:30 土、日、祝祭日は 各浄化センターへ	新町浄化センター	381-8502
	日明浄化センター	581-5661
	曾根浄化センター	473-5822
	北湊浄化センター	751-1003
	皇后崎浄化センター	631-4635

水質事故に係る届出義務対象物質一覧

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質及びダイオキシン類					
No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	カドミウム及びその化合物	11	ジクロロメタン	21	チオベンカルブ
2	シアン化合物	12	四塩化炭素	22	ベンゼン
3	有機燐化合物	13	1, 2-ジクロロエタン	23	セレン及びその化合物
4	鉛及びその化合物	14	1, 1-ジクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
5	六価クロム化合物	15	1, 2-ジクロロエチレン	25	ふつ素及びその化合物
6	砒素及びその化合物	16	1, 1, 1-トリクロロエタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	17	1, 1, 2-トリクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
8	ポリ塩化ビフェニル	18	1, 3-ジクロロプロペン	28	1, 4-ジオキサン
9	トリクロロエチレン	19	チウラム	29	ダイオキシン類
10	テトラクロロエチレン	20	シマジン		

水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
30	原油	33	軽油	36	動植物油
31	重油	34	灯油		
32	潤滑油	35	揮発油		

各浄化センターの処理場流入区域

各浄化センターの処理場流入区域は下記のとおりです。

新町浄化センター	日明浄化センター	曾根浄化センター	北湊浄化センター	皇后崎浄化センター
門司区の大部分 小倉北区の一部	小倉北区・戸畠区 の大部分 小倉南区・八幡東区 の一部分	小倉南区の大部分 門司区・小倉北区 の一部分	若松区の大部分 八幡西区の一部分	八幡西区・八幡東区 の大部分 若松区・戸畠区 の一部分



水質事故等調書兼報告書【その3：有害物質等流入事故・事故届出書（事業者用）】

令和 年 月 日

下水道法第12条の9の規定により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について届出します。

事業場名				事業場区分 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 非特定
代表者氏名				
所在地	北九州市 区			
担当者	所属氏名		資格	
	TEL		FAX	
発生日時	令和 年 月 日 :			
発見方法				
発生場所				
原因				
事故状況 物質名及び 流出量	(流出場所の区分に応じて、濃度、量を物質毎に記す)			
応急措置 の内容				
連絡先	<input type="checkbox"/> 警察 () <input type="checkbox"/> 消防 () <input type="checkbox"/> 環境部局 () <input type="checkbox"/> 河川管理者 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
問合せ先	所属氏名	TEL	FAX	
備考				

特 定 施 設 一 覧 表

番 号	名 称	番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 口 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 無削用の泥水分離施設	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
		7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ロ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設 （豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 口 牛房施設 （牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設 （馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
		9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
		10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ロ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ロ過施設 ホ 湤煮施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湤煮施設	13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 分離施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 湤煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ロ過施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 口 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設

番号	名称	番号	名称
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ¹ ロ 接着機洗浄施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ¹ ロ 薬液浸透施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ¹ ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式纖維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
18の2	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
19	紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		
21	化学纖維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	25	削除（平成29年8月16日施行）
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ 力ドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		

番号	名称	番号	名称
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業 製品製造業の用に供する施設であつ て、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガ ス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施 設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施 設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のう ち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のう ち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設 であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭 素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のう ち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗 浄施設及びろ過施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げ るもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、 洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設 のうち、メチルアルコール蒸留 施設 ニ アクリル酸エステル製造施設の うち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に 供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設 のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する 施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス 冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のう ち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエ チレン製造施設のうち、溶剤回 收施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリに による処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に 掲げる事業を除く。）の用に供する施設で あって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテツクス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、 ニトリル・ブタジエンゴム又は ポリブタジエンゴムの製造施設 のうち、静置分離器
		35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番号	名称	番号	名称
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 口 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 口 塩析施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 口 分離施設 ハ ろ過施設 二 アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリエンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリエンジイソシアネート又は無水タル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 力 メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。) 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 口 脱臭施設
		39	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 口 抽出施設
		40	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		41	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		42	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 脱水施設
		43	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
		44	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 口 ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 二 廃ガス洗浄施設
		45	
		46	

番号	名称	番号	名称
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 □ ろ過施設 ハ 分離施設 二 混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 □ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチヤープラント
49	農薬製造業の用に供する混合施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 □ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 二 挿発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	58	窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 □ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 二 脱水施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 □ 水洗式分別施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 二 クロム浴施設 ホ 染色施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 二 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 □ 廃ガス洗浄施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう □ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 二 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設

番号	名称	番号	名称
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 □ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 二 水銀精製施設 木 廃ガス洗浄施設	66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積 ^(注1) （以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 □ ろ過施設	66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
66	電気めつき施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 □ 洗浄施設 ハ 入浴施設
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 □ 洗濯施設 ハ 入浴施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

番号	名称	番号	名称
69の2	<p>卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものも除く。）</p> <p>イ 卸売場 □ 仲卸売場</p>	71の4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの^(注3)をいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p>
70	廃油処理施設 （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）		
70の2	<p>自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
71の2	<p>科学技術（人文科学のみに係るものも除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの^(注2)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 □ 焼入れ施設</p>	72	し尿処理施設 （建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿処理槽を除く。）
71の3	一般廃棄物処理施設 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。） である焼却施設	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水 （公共用水域に排出されるものを除く。） の処理施設 （前2号に掲げるものを除く。）

(注1) 総床面積

「総床面積」とは、ちゆう房、客席、従業員の更衣室、倉庫等が含まれる。

(注2)

次ページ参照

(注3)

次ページ参照

(注2) 71号の2 環境省令で定めるもの

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

(注3) 71号の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設

第1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの

第3号 汚泥（P C B汚染物及びP C B処理物であるものを除く。）の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの
- ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
- ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

第5号 廃油（廃P C B等を除く。）の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

- イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの
- ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
- ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの

第8号 廃プラスチック類（P C B汚染物及びP C B処理物であるものを除く。）の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
- ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設

第12号 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）

第12号の2 廃P C B等（P C B汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたP C Bを含む。）又はP C B処理物の分解施設

第13号 P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設

ダイオキシン類に係る特定施設一覧

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化工チレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ(3,2-b:3',2'-m)トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (二)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設

番号	名 称
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	別表第1 第5号(※1)に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

※1 廃棄物焼却炉であつて、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの

水質加算使用料

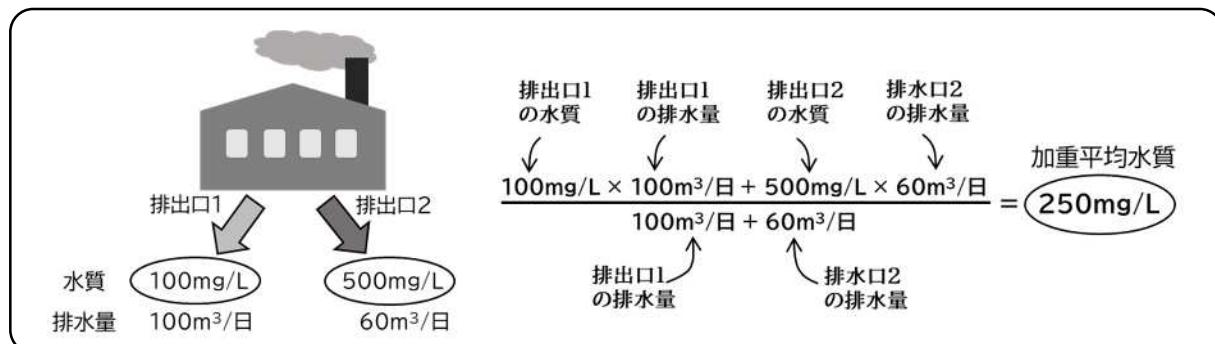
下水道に排除される汚水のうち、汚濁の著しいものは、処理に要する経費が割高となります。そのため本市では、1か月に1,250立方メートル以上を排除する使用者のうち、下記の基準以上の汚水を排除する事業所に、下水道使用料に加えて、基準を超える程度に応じた水質加算使用料を負担していただくことにしています。

加算料金の対象基準

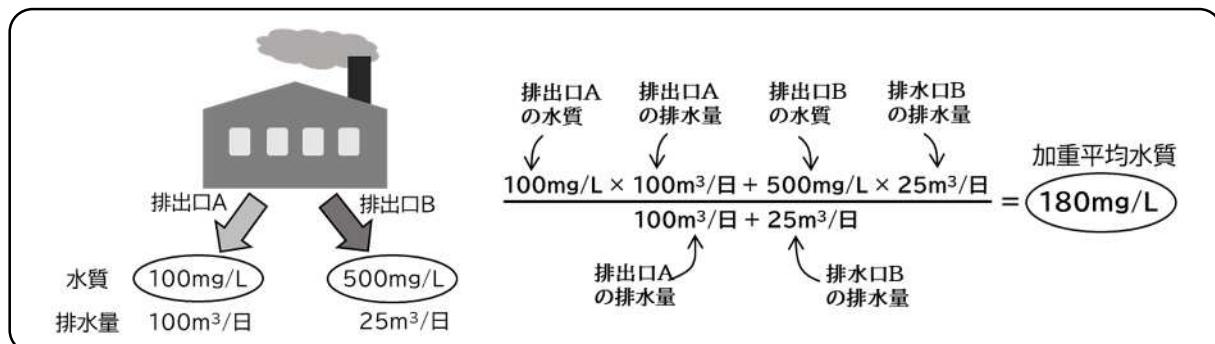
- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 生物化学的酸素要求量 | 1リットルにつき5日間に200ミリグラム |
| (2) 化学的酸素要求量 | 1リットルにつき200ミリグラム |
| (3) 浮遊物質量 | 1リットルにつき200ミリグラム |

複数の下水排出口をもつ事業所については、排出量および濃度から加重平均を用いて算出します。

例1 加算料金の対象になります



例2 加算料金の対象になりません



水質加算使用料金表

汚水の水質	金額 (1立方メートルにつき)	
生物化学的酸素要求量1リットルにつき5日に よるとき	200ミリグラム以上 600ミリグラム以下のとき	48円
又は 化学的酸素要求量若しくは浮遊物 質量1リットルにつき	600ミリグラムを超えるとき 1,000ミリグラム以下のとき	68円
	1,000ミリグラムを超えるとき	112円

備考 この表は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量又は浮遊物質量のうちいずれか一の最も高い項目につき適用する。

中小企業融資制度

事業活動に必要な設備の購入資金について、北九州市中小企業融資制度をご活用いただける場合があります。

制度の詳細につきましては、下記の問い合わせ先にご相談ください。

制度の名称	問い合わせ先
北九州市中小企業融資制度 https://www.ktc.ksrp.or.jp/fn/fn/index.html	産業経済局中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

用語の説明

・有害物質

人の健康に直接被害を及ぼす物質のことをいいます。

・生活環境項目

自然環境、あるいは水産など、人の生活に被害を及ぼす物質のことをいいます。

・重金属

金属の中で、比重の大きなものをいい、カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、セレン、銅、亜鉛、鉄、マンガンなどがあります。

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称で、ごく微量であっても人体に被害をもたらすことが心配されている毒性物質です。

・生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物（汚濁物質）が、微生物によって分解されるときに消費される酸素の量をいい、有機物による汚濁の目安になります。

・化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物（汚濁物質）が、酸化剤で化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいい、有機物による汚濁の目安になります。

・SS（浮遊物質量）

水中に浮遊している物質の量をいいます。正確には、2mm目のふるいを通過し、孔径1μmのろ紙上に残留する物質のことをいいます。

・ノルマルヘキサン抽出物質含有量

水中にある油の量で、ヘキサンという溶剤によって抽出される量をいいます。油には、動植物性のものと鉱物性のものがあります。

・pH（水素イオン濃度）

水の酸性・アルカリ性の度合を表すもので、値が7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強いことを表します。7の時は中性です。

・沃素消費量

水中の還元性物質によって消費されるよう素の量をいい、管渠を腐食する硫化水素など、有害なガスの発生を予測する目安となります。

お問い合わせは

北九州市上下水道局下水道部水質管理課指導係

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟6階

電話 093-582-2570
FAX 093-582-3114

E-mail : sui-suishitsu@city.kitakyushu.lg.jp

水質管理課ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/sui_suishitsulist.html

北州市民憲章

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします
きまりを守り 安全なまちにします
人を大切にし ふれあいの輪をひろげます
元気で働き 明るい家庭をつくります
学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします